

【48用 語】

【規定…ぎじょう】「議定」「義定」ともいう。合議して事を決定すること。合議して定めたおきて

【博奕…ばくち】賭博のこと。丁半・カルタ・三笠付など

【賭之諸勝負…かけのしよしょうぶ】すべての賭けごと

【宿…やど】「博奕宿」のこと。賭博場

【過料…かりょう】刑罰の一つ、比較的軽い罪に対し錢貨で償わせた。罰金

【密々…みつみつ】極めて秘密であること、ごく内々に

【褒美…ほうび】誉めて与える金品

【別而…わけて・べっして】とりわけ、特別に、ことさら

【一統…いっとう】全体、すべて、一同、一樣、同様

【小前一同…こまえいちどう】本百姓すべて、一般の百姓全員

【連印…れんいん】「連署」「連判」ともいう。連帯責任を負う

ため複数の人が証文などに署名・捺印すること

【48解 説】

庶民の遊びの一つであった博奕や賭けの勝負事は、江戸時代を通じて流行した。ただ、博奕宿などに大勢の人が集まることは風紀や治安の乱れにつながることから、幕府は江戸前期から「御法度」として繰り返し博奕・カルタなどを厳しく取り締まってきた。しかし、当然のことながら決してなくなることはなく、幕府にとって治安維持の面から大きな問題であり、たびたび触書を回してその周知徹底に努めていた。一方、村落内においても、村議定を定める中で、博奕・賭けの諸勝負の禁止などを申し合わせているところが多い。

本文書は文政八年（一八二五）二月、吾妻郡原町（現、東吾妻町）の惣百姓が取り決めた博奕・賭けの諸勝負に関する規定書、すなわち村議定である。内容は、博奕・賭けの勝負をした者や賭博場を催した者の役所への通報、博奕をした者と同様に組合の者へも罰金刑を科すこと、通報者に対する褒美など、三か条にわたって規定していることがわかる。